

みに限局したるの好結果を収めたり」と述べて同盟の勢力の偉大なりしを称し、又後年の首相アスキスも九月九日自由党俱樂部の園遊会に於て、「日英同盟は全英国民の誠心賛同する所にして、正に極東に於ける英國の根本政策たり」と述べたのは、共に当年の在野党も亦同盟の熱心なる賛成者であつたことを示すもので、殊に同盟の範圍拡張が殆んど公然の秘密として英國朝野の間に洩れていた當時に於て、有力なる自由黨員の口より斯かる言説を聞くのは、以て同盟拡張の同国一般の輿望に副える所以を立証して余りあるものと云い得る。我國にあつても協約發表後、識者の一斉に之を歓迎したのは叙する迄もない。斯くして新同盟協約は、爾後の國際政局の上に於て日英兩國に利益を共与せしこと数知れないが、特に我國が當時其の改訂に伴うて直ちに享受せる目前の利益と認め得たるものは、英國に於ける外債募集の多大なる便宜であつた。我國は倫敦にて募集せる軍事費の剰余をば直ちに転じて南滿洲鐵道の經營に注入せしむるを得た。要するに小村の時運の交遷に順応して此の改訂を遂げたのは、第一回同盟協約の締結と共に第一次外相時代に於ける偉大の功業に算え得るのである。

第八節 家屋税仲裁々判の敗訴

小村が戦時外交の拾収に着手するに先だち、過ぐる兩三年以来の懸案となつてゐた家屋税仲裁々判事件は漸く解決を告げた。しかも我國の敗訴として解決を告げたのは遺憾ではあつたが、一は国運を賭した大戦の始末を目前に控えたのと、一は事件が専ら法律問題であつて国民の視聽をそばだてるに力薄かつたと、また一は識者が小村の最善の努

力を肯認するに吝かでなかつたことにより、國論の甚しき是非を聞くことなかつたのは、時局收拾の要に鑑みて寧ろ多幸の感があつたともいえる。

抑も明治二十七年に我國と欧米各国との間に改正せられた新通商航海條約は、いづれも同三十二年七八月の間に実施せられて旧諸條約に代わり、その結果旧條約の下に五十年の久しきに亘り我が国内に実施せられて来た領事裁判權すなわち俗にいう治外法權は、右新條約の実施と共にその跡を絶つに至つたが、しかも本邦在留欧米諸国人に關する行政權及び司法權の獨立を我國に回収すべき重大の對外施設を断行するに方りては、これに伴うて幾多の新聞問題が生起したのは免かれ難い所であつた。ただ幸にしてその多くは外交手續によつて解決せられたが、独り家屋税問題は我國と關係諸国との間に妥協成らず、その結果これをハーグの常設仲裁々判廷の解決に俟つに至つた次第は概略左の如くである。

従来横浜、神戸その他の開市場に於ける各外国人居留地は、明治二十七年の新條約の実施と共に我が市区に編入せられ、爾後我が地方組織の一部となるに至つたので、当該市区稅務署に於ては、元居留地内の外国人所有の建物に対し本邦人所有の建物、及び政府の永代借地券により外国人の保有する居留地外の地所の上に存する建物、その他外国人所有の他の一切の建物に対すると同様の府県税、市税、及び登録税を徴收しようとした。然るに新條約に於ては日本の各外国人居留地内にて、現に因つて以て財産を所持する所の現在永代借地券は有効のものと確認せらるべきこと、及び右財産に対しては該借地券に明確に記載せられたるものゝ外何等の條件を附せず、また何等の租稅賦課金、取立

金を賦課せられざるべきものとの規定があるので、徴税令書に接した外国人は承服しない。実をいえば、この点は明治二十七年の條約改正の際、さすがに炯眼の陸奥は直ちにこれに氣付き、雇のデニソン及び参事官の本野（一郎）に「かかる文句にして置いて他日家屋に課税するに差問なきや」と諮問したるに、兩人共「無論差問ありませぬ」と答えたのでその案文が決定せられたのである。後年本問題の仲裁々判となるに至つた時、デニソンは「陸奥はクレヴァーであつた」として右の往事を語つたことがある。

ともかくも元居留地内の外国人所有建物に係る徴税令書に接した外国人は、その課税の納付を肯じない。そして彼等の報告により在本邦英、独、仏、蘭の四国公使は「その所属国民が日本政府の永代借地券により元外国人居留地内に保有する土地の上に存する建物は、居留地條款の規定により、該建物の敷地たる土地と同じく租税その他の條件を免除せらるべきものなり」と論じ、三十二年九月我が政府に対し抗議を提出した。当時の外相青木は内務大臣と協議の上「居留地條款の關係する所は單に永代借地券によりて貸与せられた財産に限られ、そして右財産とは専ら土地のみを指すものであるから、その借地の上に存する建物は他の私有建物と均しく日本税法の適用を受くべきもので、すなわち家屋税の賦課は條約違反でない」との省議を立てたが、外国公使の抗議を排して該税の賦課を断行するに於ては、勢い滞納者に対する法律上の処分をも決行しなければならぬ所から、或は重大な結果を生起するに至りはせぬかと慮り、同年十月二十五日これを閣議に諮つたが、右抗議に対しては同意を表すべきでないとの決定を得た。ここに於てか元外国人居留地所在の府県は居留地内の家屋に対し課税を決行しようとしたところ、關係各国公使からは、その課税が果して條約に背戾する所なきか否かの問題が彼我の間に解決せられる迄徴税を猶予するやう請求して來たので、

政府は右徴税猶予の儀には応じ難いが、其筋に於て急速に苛酷の取扱は致さぬ筈との回答を各国公使に致し、爾來外務大臣と各国公使との間に照覆数次を経たが、議纏らず、關係府県もまた滞納処分を決行するに至らずして荏苒一二年を経過した。

これより先き各国公使からは、日本政府發給の地券を以て外国人または外国法人のために設定した永代借地権を日本の法令により、「地上権」若くは「地上権（永代借地権）」の名義を以て登記することに對しても抗議した。この抗議は家屋税問題とは自ら別種の論争であつたけれども、兩者均しく新條約中の同一條項の解釈論に属したものであるから、互に相關聯して分離するを得ないが、當時帝國議會の協賛を経た永代借地権に關する法律案は、永代借地権を以て一種の物權と爲し、これに準用するに民法の所有權に關する規定を以てし、また永代借地権は民法の規定に従い他の權利の目的たることを得べきこと、若し地券、條約、または法令に別段の規定あるときは、その特別規定に従うべきことと定めたる等、永代借地そのものに關する各国公使の抗議をば全然容れて制定したもので、該法律及びその実施に關する勅令發布せられた上は、各国公使は土地に關してはもはや我が法規に對し異議を挟むの余地なき筈であつたが、家屋税賦課の件は既に閣議の決定を経たにも拘らず、各国公使の申出により滞納処分を猶予して來たので、その際課税を断行するに於ては、各国公使は右の抗議を飽く迄固執し、容易に解決を見難き状態であつた。当時青木に代りて外相となつた加藤は、家屋税の賦課を毫も條約に違反しないと爲すに於て前任者と意見を同うしたが、しかもその円滑な実行を期し得べきか否かは自ら別問題で、殊に各国公使の抗議のため中途で廟議一変するようでは、寧ろ初から之を実行しないがよいとの見地から、家屋税の賦課は果して條約に違反せざるや、若し違反せずとせば各国公使

から、如何に抗議を提出するも断然排斥して日本政府の課税権を勵行すべきや、について更に慎重な審議を遂げたいとて、改めて閣議の決定を請うた。そして三十四年四月八日の閣議は、右は課税すべきものとすると決定した。しかもこの決定ありてから程なく内閣の更迭あつて、本問題は未了案件として桂内閣に引継がれたのである。

同三十四年九月二十一日、小村は北京から歸つて外相の職に就いた。同月二十六日、小村は本問題に關し改めて閣議を請うた。その請議書の要に曰く、「政府の地券を以て外国人または外国法人のために設定したる永代借地権を日本の法令により、「地上権」若くは「地上権（永代借地権）」の名義を以て登記することに對し外国公使より抗議あつた件と、その永代借地上の建物に對し家屋税を賦課するの可否とは自ら別種の論争に屬するが、外国公使抗議の論拠は共に均しく新條約同一款項の解釈であるから、この兩問題は彼我交渉上互に相聯關し、實際に於て之を分離すること難く、随つてさきに帝國議會の協賛を経たる永代借地権に關する法律案が法律として公布せられ、かつ該法律の施行に必要な勅令が公布せられた後でなければ、永代借地上の建物課税の件に關する各国公使の抗議は排斥し難い事情があるので、永代借地上の建物に對しては新條約実施後徵稅令書を發して來たに拘らず、その納税を強制したことなくして今日に及んだ。然るに今や永代借地権に關する法律並に勅令は既に發布せられたので、加藤前任外務大臣がその請議書に於て陳べたが如く、本大臣から各国公使に向つて日本政府は課税権を主張する旨を通告すべき時機到達した。そして本件に關し本大臣は全然前任者と意見を同うするが、未だ現内閣の議を請うたことはないので、現内閣に於てその前内閣の決定を是認せられるか否かを閣議を以て決定せられるよう希望する」と。これに對し桂首相は十月四日閣議を経、前内閣の決定通り処分すべきものとの指令を与えたので、小村は十月二十一日在本邦關係各国公使に對

し、永代借地権に關する法令發布せられたについては、永代借地上の家屋に對する税金等の滞納者に對しては強制処分を猶予しない旨を通告した。

然るに英、仏、独三国公使は、「永代借地上の建物に對する課税は條約違反であるとの意見を各本国政府に於て保持してゐるから、右課税に對し再び抗議すべく、かつその課税の結果として自国人の蒙るべき一切の損害に關し權利を留保する」旨を我が政府に通牒した。けれども彼等は小村の強硬な決意を了解したので、一面に於て元居留地所在地の自国領事に内訓し、自国人をして抗議の下に家屋税の納付方を勧告せしめたものもあつた。米国公使は小村の通告に對し何等抗議を提出せず、英独仏三国公使の共同抗議提出の誘劬に對しても日本政府の課税権の主張には理由ありとして、その班に加わるを辭し、単に小村に對し、「若し日本政府に於て該課税賦課の不当なこと、若くはその錯誤に出でたことを認める場合には、右の税金を納付する米国人はその私戾を請求するの權利あるべきことを留保する」旨を覆牒するに止めたので、小村はこれに對し、「日本政府は本件に關し執る所の態度を聊かたりとも変更すべき理由存在すべしとは認めないが、米国人と他の關係諸外国人との間に何等殊別を設けることなかるべきはこれを言明するに躊躇しない」と言明し、また從來永代借地権及び家屋税問題に毫も關係しなかつた露国公使からも、米国公使の覆牒と大要趣旨の照会を致して來たので、小村からは、これまた米国公使へ對すると同意義の回答をした。この間に於て小村は内務大臣に本件課税の徵收勵行取計方を移牒し、同時に滞納者に對しては可成鄭重に督促の手續を尽し、結局公に納税を強制する場合に於ても可成取扱を温和にし、当該吏員の措置苛酷に涉らないよう注意を求めたのは、寛嚴宜しきを得たといふべきである。内務大臣は右通牒の趣旨を關係道府府県に示諭した。横浜神戸の市役所は、右

の示諭に基いて滞納者に先づ注意書を発し、懇便に納税を督促したが、同地在留外国人は前後相会して一同納税拒絶の決議を為し、飽く迄反抗の態度を執つた。

當時在本邦英国公使のこれに関する三十五年二月二十五日付来東中には、「元来本件は日英西国政府間に於て條約中の一條項の解釈を異にする論争で、その解釈に関して英国が有する所の權利は、日本のこれに関して有するそれに毫も譲る所なき儀に有之」の語辭があつた。これより先き前年十月頃、在本邦独国公使は本件を以て單純な法律問題と認め、仲裁裁判に附して解決しようと本国政府へ勧告した。これに対する小村の當時の所見は、「若し本件課税の当否に関し多少なりとも疑惑を容れるの余地あるならばとにかく、課税の至当なことは一点の疑を容れない所で、随つて仲裁裁判案の如きは到底考慮すべき限りでない」というにあつたが、その後の状勢は前述の如く、納税義務者たる外国人に於て滞納処分を受けない以上断乎として納税を肯じない風があり、かつ徴税の強制は今次一回に止まらず、毎歳二回の徴税期に於て多数の外国人これに反抗し、その都度滞納処分を俟つて始めて収税するが如きは、ただに徴税上煩雜の手續であるのみならず、かゝる紛争事件の永続は国交上にも面白くない。されば小村は英国公使の右の語辭を以て本問題を仲裁裁判に附しようとするの提議を從應するものと推断し、若し關係諸国政府に於て一定の條件に遵い仲裁裁判によつて本件を解決することを諾するならば、日本政府に於てもまた均しくこれを諾するも一策であるとし、その條件として左の案を立て、これにて本問題を仲裁裁判に附すべき旨關係国政府に提議するの件を閣議に提出した。

一 日本政府は英、仏、独、蘭の四国政府と各別に仲裁裁判を受くることを肯諾せず、右四国政府をして日本政府の相手紛争者と

して仲裁裁判を受くべき一国政府を指定せしむること。

二 右一国政府を相手として日本政府の受けたる仲裁裁判の宣告は、家屋税に対する異議を唱うる四国政府を均しく拘束すべきこと。

三 仲裁裁判の宣告は確定的で、上告を許さざること。

四 日本政府は右仲裁裁判に関し自国の費用を負担し、かつ仲裁裁判の費用の一半を負担すべきこと。

右の請議は三月十一日の閣議に於て決定を得たので、小村は同月十五日在本邦英国公使に対し、前の二月二十五日付来東に対する回答を發し、中に「本件は閣下の公平に陳述せらるゝ如く、専ら條約の解釈に關聯する問題で、その解釈については締約国の一方が他の一方を排して専ら自己の見解のみを主張するの權利なきは日本政府に於ても均しく認むる所であるので、本案係争の論点を不偏不党の仲裁裁判に附するは日本政府に於て主義上承諾する所である」と述べ、尙お「尤も日本政府が仲裁裁判に附することを承諾したる論争事件に關係を有する日本国内の法規は、本案終局的決定を俟たず当然その進行を繼續する」と附言し、越えて数日、在本邦独、仏、蘭三国公使へも同趣旨の所見を申送つた。これに対し仏国公使よりは「右提議に應ずべき旨本国政府より回訓に接した」趣同月二十日付を以て通告して来たが、英国公使は右提議は「本国政府の欣然同意を表する所なるべきを信する」旨同月十八日付を以て回答したに止まり、本国政府の決答を回示せず、独国公使もその際何等の回答を差越さなかつた。蘭国公使は「右提議を本国政府へ郵送して回訓を俟つ」趣口頭で通じて来たが、元来日蘭條約附屬議定書所載元居留地の処分に関する條款は日英條約第十八條と全然同一であるのみならず、右議定書には特に居留地処分關係事項に關し最惠國條款が掲げてあ

るから、蘭国政府はたとい本件に付論争国として仲裁裁判に加わらないでも充分その臣民の権利を保全し得る位地にあるので、小村は「日本政府は仲裁裁判の結果如何に拘らず、その判決を蘭国に適用すべきことを同国政府に保障するにより、同国政府がこの保障を以て満足し、仲裁裁判の参加を強要するなきを希望する」旨を申入れ、同国政府は同意した。

その後四月十四日に至り、英国公使は仲裁裁判に附すべき問題の主眼に就て小村に内議した。その主眼は「永代借地券者はその財産すなわち土地及び建物に対する課税並に賦課金の負担に關し、今なお改正條約実施以前に行われたと同一の免除及び特権を享有するか否か」というにある。この書式は漠として明晰を欠くのみならず、旧條約実施中外国人が元居留地内の家屋に課税免除の特権を有したとは我が政府の認めなかつた所であるから、小村は右を改めて、「日本国に於けるい、わゆる元外国人居留地内に於て永代借地券により保有せらるゝ土地に存在する建物は、日本国に於て一般に建物に対しその存在する土地に關係なく賦課せらるゝ市税若くは地方税を免除せらるべきや否や」とするの議を提し、爾來同公使との間にこれについて再三論議を重ねた。同公使は、「仲裁裁判にて解決すべき事項は單に家屋税問題に止まらず、これに附帶して日英條約第十八條の解釈に關し仲裁裁判の決定を俟つべきものあり」と主張し、七月五日仲裁裁判に關する議定書の前文を立案し、これを小村の考量に供した。しかもその要旨は、日英條約第十八條の解釈如何を仲裁裁判に附すべしというにあつて、小村の意味する附議範圍と甚大の距離があつたので、小村は同月十八日駐英公使に訓令し、英国政府とこれについて協議せしめようとしたが、恰も當時在東京英、仏、独三国公使の間に於て凝議した結果、英国公使は前述の主張を抛棄し、二十一日三国公使よりその商議協定した文案を小村

に致した。この文案は、先づ日仏條約第二十一條第四項、日独條約第十八條第四項、及び日英條約第十八條第四項の正文を掲げ、そして「これ等條項は諸税、賦課金、徴収金、その他永代借地券所掲以外の一切の條件に付、單に土地のみならず、その地上に現に建設しあり、若くは将来建設せらるべき一切の建物に対し免除を与えたるものなるや否やを仲裁裁判に附すべき問題と為す」というを要旨とし、字句に於ては小村の提出案とその趣を異にするが、實質に於ては全くその提議を容れたものであつたので、小村はこれを基礎として仲裁裁判に關する議定書案を作り、七月三十日これを閣議に提出した。その要項左の如くである。

- 一 仲裁裁判に附すべき問題は、前述の如く三国公使の同意を表せしものと為すこと。
- 二 仲裁裁判官は三名とし、一名は日本政府これを選定し、一名は英仏独三国政府共同してこれを選定し、そして第三の裁判官たるべきものは、右選定せられたる二名の裁判官相協議して選定すること。
- 三 前項未段の協議成立せざる場合に処すべき適當の方法を予め協定し、仲裁裁判議定書にこれを記載すること。
- 四 係争税金の徴収上滞納者に対し執行すべき強制処分は、その判決ある迄之を中止すること。

右の第四項に關しては、小村がさきに閣議の決定を経て仲裁裁判案を關係諸国公使に提出して以來、英国公使は仲裁裁判の判決ある迄係争税金の徴収停止方を一再要請したのであつたが、徴税の勵行は曾て閣議の決定した所であつたのみならず、仲裁裁判に關する條件の協定前にその勵行を中止するに於ては、その協定は何れの時に於て成立するか判らない、仲裁裁判の判決もまた若干の年月を要するが、その間外国人は恰も納税免除の特典を得た状態を呈するだろうから、小村は納税強制の中止は日本法令の許さない所であるとの理由でその要請を拒絶して來た。然るに今や

仲裁裁判に關する商議の形勢一変し、同国公使は和衷の精神を以て我が政府の主張を容諾したので、仲裁裁判議定書調印の上は我が政府に於ても均しく調和的精神を表彰し、その判決のある迄強制処分を中止するは国交上穩當の措置といふべく、かつ議定書調印の上は必ず一定の時期迄に判決を受ける故強制処分を中止しても實際の不便甚だ少くないものと認めた結果に外ならぬ。

小村の右意見は七月三十一日の閣議に於て容認せられたので、同日を以て英、仏、独三国公使に議定書案を手交して協議を求め、多少の交渉を経て程なく確定し、八月二十八日を以て彼我双方の間に議定書の調印を了した。その前文には「一方ニ於テ日本国政府ト他ノ一方ニ於テ独逸国、仏蘭西国、及大不列顛國ノ各政府トノ間ニ其ノ相互間ニ現存スル條約及其ノ他協約中左記規定ノ真正ナル趣旨及意義ニ関シ紛争ヲ生シタリ」と記して明治二十九年四月四日の日独通商航海條約第十八條第四項、同年八月四日の日仏條約第二十一條第四項、明治二十七年七月十六日の日英條約第十八條第四項の關係條句を掲げ、議定書第二條には係争問題として仲裁裁判の判決を申請する要点を「上文ニ抄録シタル條約及其ノ他協定ノ事項ハ日本国政府ヨリ又ハ其ノ名ヲ以テ發給セラレタル永代借地券ニ依リ保有セラルル土地ニ對シテノミ該地券ニ特ニ規定シタルモノヲ除ク外一切ノ租税、賦課金、取立金及條件ヲ免除シタル乎將タ土地並ニ該地上ニ現ニ築造セラレ若クハ将来建造セラルベキ一切ノ建物ニ對シテ之ヲ免除シタル乎」と限定した。この議定書調印と共に小村は同日付を以て三国公使に宛、日本政府は仲裁裁判の判決ある迄、若くはその他の理由により該訴訟手續の終止する迄、係争税金及び賦課金の強制的徴収を中止すべきこと、尤も強制手段に依るのでなくして徴収するを得る限りはこれを徴収すべきこと、右任意の納付は仲裁裁判に關し係争国の孰れに對しても之を引援するを得ざることを通告した。

議定書第一條は、仲裁裁判を組織すべき裁判官の選任方を規定した。この規定により日本政府はハーグ常設仲裁裁判所裁判官たる本野駐仏公使を、英、仏、独三国政府は同じく同所裁判官たる仏国外務省法律顧問・パリイ法科大学教授・特命全權公使ルイ・ルノールを選定し、右兩裁判官は合議の末、更に上級仲裁裁判官としてノルウェー国前國務大臣ジ・グラムを選定し、茲に裁判廷の構成を得た。また議定書第三條の規定によれば、係争国は議定書調印の日より八ヶ月以内に陳弁書その他の關係書類を係争相手国及び各仲裁裁判官に提出すべく、右提出期は三十六年四月二十八日を以て限りとすべき筈であつたが、その後三国政府よりは、關係書類の蒐集、内外往復の時日等の点に於て八カ月は短少に失するを發見した趣を以て、更に四カ月の延長を協定したいとのこと、並に蘭國ハーグを以て仲裁裁判所開廷地に選定したいことの照会ありて、小村は同意を表した。然るに三十六年六月中、三国政府よりは更に右提出期を尙お三カ月間延長するの提議があつた。小村は向後また期限の延長を請求しないことを條件としてこれに同意し、その結果陳弁書その他の提出は同年十一月二十八日を限りとして行われることとなつた。

一方に於ては、小村は宮岡弁理公使(恒次郎)、外務省雇デニソン、安達公使館一等書記官(峰一郎)、落合公使館二等書記官(謙太郎)等に仲裁裁判事件に關する主査を命じ、日本政府陳弁書の作製に着手せしめた。彼等是我方の主張を支持すべき資料を蒐集し、係争点の基礎たる關係條約類の調査は勿論、居留地の設定、永代借地制の由来及び性質等に関する十二分の研究を尽した末、綿密なる陳弁書を作製し、三十六年十一月二十八日を以てこれをハーグの仲裁裁判所及び相手方たる英独仏三国政府に交付し、三国政府側よりも同日同裁判所及び我が政府に對しその陳弁書を送

附して来た。この陳弁書に対する相互の辯駁書は、両係争国に於て追加証拠書類及び最終辯論書と共に、陳辯書提出後六カ月を超えない期間に於て、すなわち三十七年の五月二十八日までこれを提出すべきこと議定書の規命する所であつた。然るに時は恰も日露開戦に入り、我が外務省の用務劇甚を加えたので、その辯駁書以下の作製に就て六カ月にては不足を感じ、相手の三國政府に対し三カ月の延長方を交渉し、その同意を得た。そこで小村は主任者をしてこれが調査に当らしめ、その作製成るや、宮岡公使はこれを携帯し、本仲裁裁判事件に関する日本政府の委員として渡欧した。その際小村は彼に訓示して「必しも勝つて御歸りなさいとは申しませぬ、或は負けるかも知れませぬが、やるだけのことは充分やつて、他日悔の起らないやうにして置くことは必要ですから、その積りで尽力して下さい」と。彼は此の訓示を体して出發した。

かくて本件仲裁裁判所はグラム、ルノール、本野の三仲裁裁判官ハーグに会同の上、三十七年十一月二十一日を以て開廷し、必要な予議を行つた上、一先づ閉廷した。その後彼我政府は指定の期日まで各異議書及びこれに対する答辯書を提出したので、該裁判所は翌三十八年五月十五日再び開廷して本問題を審理し、辯論を閉じ、同月二十二日に判決を下した。その判決を一言にして括くれば、「議定書抄録の諸條約その他の條約は、獨り永代借地券に依り保有せられたる土地を租税より免除したるのみならず、該土地並にその上に現に築造せられ若くは将来築造せらるべき一切の建物に対しても、該地券に規定したるものゝ外、一切の租税、賦課金、取立金、及び條件を免除したるものとす」というにあつて、すなわち我が政府の敗訴となつたのである。此の判決の理由は頗る長文なるも、其の要旨は、日本政府が、当初諸外国代表者と締結したる諸條約及び取極に依れば、外国人たる借地権者が政府に納付する借地料

は實に賃賃の料金に對当するのみならず、借地人の義務に属すべき一切の租税に對当するので、其の權利の目的たる不動産は課税の見地上、土地と土地上の建物との二者に分離せらるべきものに非ず、之を條約規定成立の由来に徴するも外国人居留地内に於ける現状の維持は土地のみに關するもので、其の土地上の建物に關するものに非ずと論ずべき根拠がないから、條約の免税規定は永代借地及び其の地上の建物の両者に關するものなりと云えるに過ぎない。三名の仲裁裁判官が右の判決書に署名するに際し、その一人たる我が本野は、「本日本判決書署名に際し、本職は一八九九年七月二十九日ハーグ調印國際紛争平和的處理條約第五十二條第二項により附与せられたる権能を行使し、本判決書主文及び理由の両者に関し、本裁判所を構成する裁判官の多数と絶対に不同意なる旨を茲に明記す」と書してこれに手署した。本野は本件に對しては当初よりこれを樂觀視し、容易に我が勝利に歸すべきを疑わなかつたらしく、その仲裁裁判官の一員に選定せられて程なき三十六年の一月、栗野駐露公使はパリに本野を訪問した折、本野の樂觀を視て竊に憂慮し、一書を小村に裁してその注意を促したことがある。その後三十七年十一月仲裁裁判所の初めて開廷となりし折、小村は本野に裁判の結果に關する大凡の見込如何を電照したのに「自分一己の所感にては勝算歴々たり」と回電した。勿論本件を我方に有利に決定せしめようとするに就て、彼は相応に努力せぬではなかつた。現に判決に先だつ五月十九日の第三回裁判官合議の席に於て、彼は上級裁判官グラムの意見書に對する反駁書を提出し、同時に口頭にてこれを敷衍し、三時間以上に亘りて討議を試みたことがある。しかも遂に彼を動かすに足らず、遂に以て我が敗訴を見るに至つたのは是非もない。小村深く本野及び委員宮岡の尽力を多とし、直ちに政府の深厚な謝意を電致した。家屋税問題はかくして我方の不利に解決せられたが、元來この係争問題の範圍に就ては、我方はこれを家屋税の件

に局限し、家屋税の賦課が新條約の規定に違反するか否かの一点に過ぎないと主張したのに対し、三国政府はただに家屋税のみならず所得税の一部、營業税の一部、登録税、長崎函館に於ける私法人建物税、函館に於ける建物税等についても土地及び建物を一の財産と見做し、共に免税の特典に与らしめるべきか否かの一般問題であると論じ、すなわち元居留地内永代借地権者に対する所得税額算定の場合にはその収入金額中より右財産の収入を控除すべく、營業税額算定の場合にはその算出の基礎中から右財産に関する部分を除去すべく、永代借地上の建物に関する登録税は明治三十四年法律第三十九号第三條の場合と同じくこれを免除すべく、また戸数割、私法人建物税、及び建物割は建物に課する租税であるから、その徴収に應ずべき限りでない、かつ借地料はその性質上行政費用に対する借地外国人負担の金額に相当するものであるから、借地外国人はこれを支払う以上は、一切の市税より免除せられるべきものと主張したのである。されば前述の仲裁裁判の判決に先だち三裁判官の合議の際、その一員ルノールは、判決文中に独り家屋税に止まらず所得税營業税等に関しても免除のあつたものなることを記入しようと提議したが、上級裁判官グラムは、右は、本仲裁裁判の委任権限外に属すとの理由で反対し、判決主文にはこれを記入するに至らず、該主文には、單に「該土地並に該土地上に現に築造せられ若くは將來築造せらるべき一切の建物に対しても、該地券に規定したるものの外一切の租税、賦課金、取立金、及び條件を免除したるものとす」とあるのみで、我が政府の免除を要する租税公課の種目には何等説及する所なかつた。これを換言すれば、仲裁裁判所の判決は土地の享有すべき免除の特典は土地上の建物もこれを享有すとしたのであるから、建物は何等の特典を有しないと論じた我が政府の従來の見解はこれを改めねばならぬが、如何なる課税をば建物に対するものとして免除せねばならぬかは、如何なる課税が土地に對す

るものとして免除せねばならぬかの論点と共に、何等決定せられたのではない。是に於てか我が政府は右判決の趣旨は、「永代借地上の建物は永代借地と課税上同一の取扱を為すべきものと云うにあり」と解し、同三十八年十一月二十七日の閣議に於て(一)土地または建物に関する租税なること明瞭なるもの、(二)土地または建物に関する租税なるや否やに付疑あるも、これを以て土地又は建物に関するものと見るを穩当とするもの、(三)土地または建物に関する租税にあらざること明瞭なるものと類別し、第一類及び第二類の租税はこれを免除し、第三類は三国政府のさきに仲裁裁判所に提出した陳弁書の末段に於てこれが免除を主張せるも、我が政府はこの主張を容れないで免税としないを相当すると決定した。この決定の次第を洩れ聞いた在本邦英、仏、独三国公使は翌十二月中、所得税、營業税、印紙税、及び一切の市税に関し追つて同文の抗議書を提出すべき旨予告して來た。そしてこれに関する彼我交渉が將に開かれようとする際、桂内閣は日露戦争の大段落と共に倒れ、小村も桂冠したのである。

西園寺内閣はその成立後程なく、前記十一月二十七日の決定案件の外尙お(一)台湾に於ける外国人永代借地に関する件、(二)清国人に対する租税免除還附の件、(三)永代借地上の家屋が日本臣民の所有に係る場合に、右家屋の所有者たる日本人に対し免税の特典を認むべきや否やの件、並に前掲の抗議予告に係る(四)所得税、營業税、印紙税及び一切の賦課徴収に関する件を閣議に附し、その結果三十九年の五月(一)台湾に於ける外国人永代借地及びその地上に存する建物は仲裁裁判の判決に包含せられるものにあらず、但しその私法上及び課税上の取扱に就ては調査の上相當の規定を設くべきものとする、(二)清国人の有する永代借地及びその上に在る建物については、他外国人と同様租税免除及び還附を為すを可とする、(三)永代借地上に日本臣民が有する家屋は、外国人同様免除を受くべきものでない、との決定を為

した。而してその(四)すなわち所得税、印紙税、及び一切の市税の賦課徴収に關しては、當時の閣議は前年十一月二十七日の閣議決定の趣旨を變更すべき限りにあらずというに傾いたが、かく重ねて決定を下すに於ては、三国政府と論争を継続せざるを得ざるに至るべく、そは我が政府の面目を維持する所以でないとの見地から、林外相(董)は右の點に關し一時請議決定の猶豫を首相に求め、一面内密に三国政府の一角を説き、その主張の一部を拋棄して以て我が政府の承諾し得べき解釈に一致せしめて本件を解決しようとした。しかもこの内交渉は効なく、翌四十年三月二十日、在本邦三国公使は公然同文抗議書を提出して來た。林外相はこれに對する我が国政府の態度を決するについて關係各方面と擬議を重ねつゝ十數ヵ月は打過ぎ、翌四十一年七月西園寺内閣倒るゝに及んでまた未了の儘にその解決を第二次桂内閣に譲つた。

程なく小村は英國より帰朝して再び外務大臣の職に就いた。小村は三国政府の抗議書に就て篤と考究を尽した末、先づ納税義務者たる永代借地人等を納得せしめて事実上本問題の妥協を図らうと欲し、横浜居留の永代借地権者に對し公然となく我が政府の見地を説明せしめると共に、妥協案として借地権者の希望をも或程度に斟酌し、(一)居留地永借財産すなわち土地及び家屋より生ずる所得に對し、国税並に地方税として賦課する所得税及び課金を免除するか、(二)居留地永借財産より生ずる所得に對し、地方税として賦課する所得税及び課金、並に該財産の賃貸價格に對し、地方税として賦課する營業税及び課金を免除するか、または(三)永借地人の納付する借地料年額の二割を減額するか、以上三案のいづれか一を基礎として永代借地人に於て本件を解決するに意なきやを試探したが、借地人等は四十二年四月相會して商議し、結局「本件は各本国政府の解決に一任するの外ない」とのことを決議した。そこで小村は、もはや

借地人等と内協議を整える望みはないから、三国政府の抗議書に對し公然回答を与える時機到つたとし、先づ以て永代借地及びその地上の建物に關する一切の法律行為に付作成する証書帳簿に關する印紙税は、前年七月二十九日の閣議決定範圍内に於て結局免除に同意してもよい税目と見らるゝから、この際商議の進行上これが免除に同意するを得策と認め、政府は該印紙税免除を承認する旨を聲明し、次で六月三十日付を以て三国公使に對し、我が政府は結局本問題に關し三国政府の見解に同意するを得ざる旨の回答を發し、添ゆるにその理由を詳細に弁明せる長文の覺書を以てした。しかし雙方その見解を異にし、主張を異にするに於ては、幾回の論争を重ねても容易に解決し得られるものでない。英國政府の一部では、永代借地権の存在する限りは、將來とても種々面倒の生起することは免かれないので、寧ろ元金引直しの方法を以て日本政府から或一定の補償金を借地権者に与え、永代借地を所有地に改めると同時に免税の特典を消滅せしめ、一切内外人間に課税上の區別を撤廃せしめて根本的の解決を計るに若かずとの考案を持し、公然となく我が政府に提議した。

當時小村は條約改正の準備計画中で、その改正條約案には永代借地権に關する條項は全然削除してあつた。されば永代借地権の処分方法に關し別に協定が成立してなければ、條約改正の商議を進捗せしめるに困難の伴うことは予期せざるを得ない。蓋し永代借地権は一種の既得権であるから、現行條約の廢棄によつて当然消滅すべき筋合でなく、かつその権利の存続する限り、少なくとも地租の免除はたれに伴うものと見なければならぬ。旁々永代借地権は、條約改正の商議を開始するに先だち、その將來の処分方針を決定する必要があつた。その処分方針としては、小村の所見では二案があつた。一は現状を維持し、ただ免除の範圍を明確に協定することで、他の一は永代借地権の制度を撤廢

することである。その第一案によるときは、法制及び税制の統一を欠くのみならず、内外人の負担に輕重を生じ權衡

を失するを免かれない、かつ永代借地權の制度は、外国人が我が国内に於て治外法權を享有した時代の遺物で、今や我が國が諸外國と全然對等の條約を締結しようとするに方り、なほ依然かゝる遺制を存続するの好ましくないことは勿論である。されば小村は英國側より前述の内議のあつたのを機とし、第二案すなわち永代借地權制度の全廢を図ることを國家永遠の良計とした。そしてその全廢を期するについて比較的困難の少ない方案は、永代借地權を土地所有權に変更し、借地權者の享有する免除の特典に對して一定の補償を与えるにあるべく、その補償は各筆の土地及び建物に關し免除せられる租税の年額より借地權者の納付すべき借地料の年額を控除し、その殘額を還元した額に定めるに至るとすべく、英國側からの内議案も大体この方案に準じたものと見るべきであるが、ただ(一)還元率、(二)補償額算出の基礎たるべき免除租税の種類、(三)その税額を推算する年度、この三者は補償額に重大の關係あるに顧み、その協定上に多少の困難がないでもない。小村は右の(一)還元率は我國の民事上の法定利率たる年五分の割合によることとし、(二)補償額算出の基礎たる免除税目は地租、土地家屋に關する地方税、相続税、登録税、印紙税、及び永代借地より生ずる所得に對する所得税並にその附加税とし、(三)右税額を推算する年度は現行條約實施当初の明治三十二年度によれば、補償金額大約三百十五万円となるべく、爾來四十二年に至る十一年間の毎年平均額によらば大約七百八十万円となるべく、すなわちこの金額の範圍内に於ける可成最低限度を支出するの意を以て一協定を試み、以て本問題の根本的解決を図るを得策と認め、この趣旨を以て閣議の決定を求めた。四十三年三月二日の閣議は小村の方案を容認した。

小村はそこで前述の趣旨の下に永代借地權を土地所有權に変更するの方針で、さきの英國政府の内議案に對する修

正提案を作り、詳細なる訓令を加藤駐英大使に下して同政府に交渉せしめた。然るに英國政府の所見にては、一八九四年・明治二十七年の協定は永代借地に係る當時の状態を長く継続せしめる目的に出たもので、これによる免除及び特典は條約の失效に拘らずなお效力を有すべき理であるから、この免除及び特典は現行條約に起因するが故に該條約の消滅と共に消滅するとの日本政府の主張には同意できない。但し永代借地權者に公平な補償を与え、永代借地權を所有權に代えるは本件解決の最良方法と見るの点に於ては日本政府と感を同くするので、この基礎に於て後日東京で日本政府と關係國代表者との商議を開くを當然と認めるというにあつた。英國政府のこの所見は、我が提議に對する回答として核心に觸れないのみならず、小村は東京での連合談判はこれを排し、先づ列國中本問題に最重要の利害關係を有する英國と交渉し、英國政府が自國の關する限り同意し得られるような解決の基礎を具体的に協定した上で他國政府と一般に商議を開始するの順序を取るを得策とするとの見解を持した。そこで小村は更に英國政府の意向に對する我が政府の見解を覺書に作り、四十四年一月これを英國政府に提出したが、交渉未了の間に同年八月桂内閣は瓦解し、小村は内閣を退き、十二月遂に永眠した。爾來本問題は引続き我が政府と英國その他の關係諸國政府との間に數次の交渉を重ねるに至つたが、その次第は小村の關係を離れたることであるから略する。